

●香川県告示第330号

平成24年香川県告示第84号（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 適用する地域 <u>水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ヌに掲げる区域</u>	1 適用する地域 <u>瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する香川県の区域</u>